

申請に当たっての留意事項

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の施設整備に関する補助金の交付申請に当たっては、次の事項にご留意ください。

1 補助の対象期間

令和2年4月1日以降に契約し、令和3年3月31日までに工事が終了する施設整備が対象となります。

2 補助の対象経費と補助額

補助の対象とする経費は、県の依頼に基づいて新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる専用の病床（以下「コロナ専用病床」という。）を整備する際に不可欠な建物の増改築工事費、付帯設備の設置又は改修工事費とし、これに対する補助額は、実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とします。

3 その他特記事項

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金など、他の制度に基づく補助等と対象経費が重複する事業は補助の対象となりません。
- コロナ専用病床とそれ以外の病床の双方に関係する施設整備については、コロナ専用病床に関する部分のみが補助の対象です。経費の算出に当たっては、施設整備に係る全体の面積からコロナ専用病床に係る面積を按分して、コロナ専用病床に関する部分のみの経費を算出してください。
また、申請時には、算出の根拠となる図面等を併せて提出してください。
- 建物に付随しない物品購入は補助の対象外です。ただし、専門業者による設置作業・工事が不可欠なものについては、補助の対象となります。
- 申請に当たっては、内容や数値の根拠が確認できる資料（見積書、工事費内訳書、契約書、工事や設置場所に関する図面、カタログ等）を併せて提出してください。資料の提出がない経費や、資料により内容や数値の根拠が確認できない経費は、補助の対象外となる可能性があります。
- 今後、工事を行うため、別に定める申請期限までに申請できない場合は、別途ご相談ください。

4 交付金申請から支払いまでのフローチャート

